

令和元年 第12回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和元年 12月26日(木) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 大福 裕子 2番 幸妻 正浩 3番 森 清一
5番 宇治橋 俊美 6番 二宮 國光 7番 松崎 久範
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 松井 正一郎 2番 永友 祥一 3番 山口 裕三
5番 永友 定己 6番 木浦 由子 7番 宮越 美秋
8番 橋口 卓史

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第59号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第62号 非農地証明交付申請の承認について
- 第8 議案第63号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について
- 第9 議案第64号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第10 議案第65号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 主 査 佐野 由美
係 長 兵藤 衣重

(開会13時59分)

[事務局]

みなさまこんにちは。定刻よりちょっと前ではございますけども、みなさまお揃いですので、ただ今から、令和元年第12回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

はい、それでは始めます。本日は、農業委員7名全員が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。農地利用最適化推進委員は、7名全員が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会 会議規則 第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番宇治橋俊美委員、6番二宮國光委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の兵藤衣重係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては別記のとおり、本日12月26日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。事務局。

[事務局]

はい。事務局です。12月の事務報告及び1月の業務計画についてご説明いたします。資料の2ページをお開きください。主なもののみ、ご説明いたします。

まず初めに、12月の業務報告についてでございます。

5日には農地あっせん委員会に、松井推進委員と永友定己推進委員が出席しております。20日には、家族経営協定調印式に、坂本会長と事務局から佐野主査が出席をしております。

総会関係でございますが、19日に現地調査を行い、本日26日が総会となっております。なお、本日の総会終了後、会議等がございましてできておりませんでした勉強会を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、1月の業務計画でございます。

25日に、農業後継者結婚相談連絡協議会の交流イベントが計画されております。

1月の総会関係についてでございますが、現地調査は22日、総会は28日を予定しています。総会終了後には、第3回農業経営改善等対策会議が予定されておりますので、よろしく願いいたします。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

3ページをお開きください。「県進達経過報告」を申しあげます。5条2件、問題なく12月3日付で許可となっております。

4ページをお開きください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、ご覧のとおりです。本日の議案第64号に関連しております。ご確認ください。

続きまして5ページをお開きください。「合意解約届出について」は、ご覧のとおりです。こちらも、本日の議案第64号に関連しております。ご確認をお願いいたします。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから5ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第59号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、

事務局より議案の説明をおねがいします。

[事務局]

はい、1番。

令和元年11月22日。売り渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、1, 14
6 m²。

2番。

令和元年12月12日。売り渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、1, 00
8 m²。ほか2筆。

3番。

令和元年12月16日。売り渡しまたは貸し渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、3, 97
8 m²。

4番。

令和元年12月19日。売り渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、9, 45
3 m²。

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

はい、ただ今説明が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番。売り渡し申し出。

担当委員、6番木浦由子推進委員。順番委員、7番宮越美秋推進委員。

2番。売り渡し申し出。

担当委員、3番山口裕三推進委員。順番委員、8番橋口卓史推進委員。

3番。売り渡しまたは貸し渡し申し出。

担当委員、永友祥一推進委員。順番委員、1番松井正一郎推進委員。

4番。売り渡し申し出。

担当委員、5番永友定己推進委員。順番委員、2番永友祥一推進委員。

よろしく願いいたします。

日程番号5、議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15ページをお開きください。議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

すいません、あのちょっと訂正をお願いします。

1番ですが小字の〇〇の漢字の間に「〇」を、ひらがなの「〇」を入れてください。申し訳ございません。

1番。

有償移転。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番。地目、畑。1,688m²。

譲受人、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇。

この件につきまして、担当の宇治橋委員お願いいたします。

[議長]

はい、5番。

[5番]

はい、5番。説明いたします。これは、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償所有権移転でございます。

まず、この畑の場所は〇〇の西の上の台地となります。〇〇から〇〇、それから〇〇に向かう道があります。〇〇の坂をすぐ上がりきったところをすぐに右に曲がって、入って100mくらいのところがございます。道路沿いの畑でございます。

ここに〇〇さんは、〇〇で建設業と農業を兼業でやられているということでございます。農業は、水稻を中心にやられているということでございます。

また、ここに土地を求めなされたということは、今度この土地を求められるすぐ隣に山が、以前から持っておられるということで、高鍋に土地を求められたということでございます。

その土地で、今後はやっぱり露地野菜等を作っていかれるそうでございます。価格は、反当〇〇〇〇円、総額〇〇〇〇円となっております。以上。

[議長]

はい、担当推進委員から補足することがありましたら、お願いします。
推進委員1番。

[1番]

特にありません。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

16ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。

〇〇〇〇さんは、今回はじめて高鍋町に経営地を所有することになり、〇〇の耕作証明により、3,340㎡の経営の確認をしております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、〇〇において水稻を栽培しており、今回の申請は経営規模の拡大であり、申請地においてキャベツや白菜を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番。

有償移転。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。地目、田。963㎡。

譲受人、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇。

この件につきまして、担当の二宮委員お願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。申請地は、〇〇から山裾の細い道を〇〇方面に向かって約150m程度進んだ道路のすぐ右側です。

申請者は、現在22,000㎡余りの農地を持ってまして、その規模拡大が申請の理由です。

価格は〇〇〇〇円です。

現在の経営内容は、水稻と梅と栗の果樹栽培を行っておりまして、作付面積

の約3分の2が果樹栽培に供されています。

この土地には、かつて70数年前まで地上権が設定されていたわけですが、その後空白の時間がありまして、平成10年からは地役権が設定されています。ただ、この地役権はこの土地のすべてについて設定されているものではなくて、この土地の約半分弱の面積についてのみ設定されています。以上です。

[議長]

はい、推進委員から補足することがありましたら、お願いします。

はい、推進委員2番。

[2番]

はい、特にありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、17ページをお開きください。農地法3条調査書をつけております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、〇〇地区において水稻、栗、梅を栽培しております。

今回の申請は、経営規模の拡大であり、申請地において水稻を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号6、議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局。

[事務局]

はい、22ページをお開きください。議案第61号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、1,083㎡。ほか1筆。所有権移転です。

譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、宅地分譲です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。24ページを見てください。

この申請人は、宅建業者ですが個人として免許を受けている者です。

申請地は、〇〇の東側の川のすぐそばの2か所です。2枚の水田に、合わせて8区画の分譲宅地を造成するという予定になっています。

生活排水等は、公共下水道があります。

事業費ですが、事業費は土地造成費と建築費合わせて、約〇〇〇〇円ということになってまして、自己資金が〇〇〇〇円、残りの〇〇〇〇円は融資予定で、金融機関の証明書が添付されております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は都市計画用途区域、第1種住居地域に用途地域が定められた地区の農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり、承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、769㎡。所有権移転です。

譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、スポーツ教室建物、駐車場です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。29ページを見て下さい。

申請地は、〇〇の裏手の方に〇〇がありますが、その〇〇の西側です。この図面でいうと、縦で見て右側に****という番号が入っていますが、その番地が〇〇の所在地です。

申請の理由は、既にこの者は〇〇を経営しているということですので、ここに児童向けの〇〇を開くというというものです。

そのために、平屋建ての230㎡の建物を建てて、合わせて7台分の駐車場を整備するというものです。

ここには公共下水道が整備されています。

事業費は、土地代が約〇〇〇〇万円、造成費、建築等を含めると〇〇〇〇円で、借入金の〇〇〇〇円については融資予定証明書が付いております。残りは自己資金ということで、株を売却するという事になっております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は都市計画用途区域、第1種住居地域に用途地域が定められた地区の農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となっております。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり、承認と決定いたしました。

次に日程番号7、議案第62号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、32ページをお開きください。議案第62号、非農地証明交付申請の承認について。

1 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、644㎡。

所有者、〇〇〇〇。非農地の事由は、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地のためです。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。34ページを見てください。34ページを縦長に見ていただくと、上の方に印がついていると思いますが、〇〇近くの〇〇の西側の駐車場のすぐそばです。

この畑についての経緯と現況について説明しますと、この畑は、申請者が購入した平成3年当時には、既に現況と同様に竹林としての様相を呈したということになっておりまして、竹を伐採して搬出し、更に重機によって抜根を行い、これも搬出し、更に若干の客土などを行えば畑として使用できる原状回復が可能であるというふうに考えていたようです。

しかしその後、この原状回復に要する経費の精査を業者に依頼していたことろ、想定を超える多額の経費を要することが分かったために、原状回復を諦めざるを得なくなって今日に至ったというものです。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程番号8、議案第63号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用

集積計画の取消について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、令和元年第 1 1 回高鍋町農業委員会総会において決定した、所有権移転です。

1 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、1, 4 2 3 m²。ほか1筆。

所有権を移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[5 番]

はい。

[議長]

はい、推進委員 5 番。

[5 番]

この案件は、先月承認を受けましたけど、ちょっとしたミスで再設定等になったんですけども、次の所と一括でいいんですかね。

[事務局]

筆を別々で貸してほしいと。

[5 番]

あー、そうですか。

[事務局]

すみません。

[5番]

場所は、〇〇の信号から行ったところなんですけど、200mくらい行ったところの右側と、それから左側に100mくらい行ったところの2筆であります。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり取り消すことに決定いたしました。

次に日程番号9、議案第64号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、1,423㎡。ほか1筆。

所有権を移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇。

前回の決定についてですが、支払日が遅れて、振り込みをされなかったため、取り消しとなりましたので、改めて支払日を設定して申請をするものです。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

はい。

[議長]

はい、推進委員5番。

[5番]

今説明のあったとおりでありますけど、今日の朝と昨日も電話して、〇〇〇〇さんに、改めて確認いたしましたところ、承認を受けましたら、明日必ず振り込みをするということで、承認をお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、4, 461㎡。ほか1筆。

所有権を移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の松井推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員1番。

[1番]

はい、これ、所有権移転の案件です。〇〇〇〇さんの畑は、〇〇の西側駐車

場から東方向に進んだところで、通称〇〇坂から上がった道と、〇〇線から拡張されてきた道路がちょうど交わった交差点の角地にあります。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

[5番]

はい。

[議長]

はい、5番。

[5番]

はい。価格はいくらぐらいすつとですか。あっせんじゃなかったですか。

[1番]。

あ、この案件は、ただの。

あっせん委員会の件は、あと、一緒にいいんでしょうか、この場で。

[事務局]

これをお願いします。

[1番]

続けてでいいですか。2番と3番が関連案件なんですけれど、

[全員]

ん？

[1番]

えー、あ、いやいや、違います、違います、違います。これは。

[5番]

〇〇だもんだから、ちょっと価格が知りたくて、はい。

[1番]

これは、この間、5日にあったあっせん委員会の案件でもありまして、売買価格は、〇〇〇〇円。

[議長]

その他、なにかありませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定。

ここでお諮りいたします。議事進行の都合上、8番の案件を先にご審議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議がないようですので、まず8番の案件の審議を行うことといたします。

8番の案件につきましては、利用権を設定するものが私となっている案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当し、私はこの案件への議事参加ができませんので、会の進行を森副会長に交代し、退室いたします。

【坂本 弘志 会長 退室】

[臨時議長（副会長）]

会長の代わりに、議案を進めてまいります。

8番の案件につきまして、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい、8番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、1,041㎡。ほか1筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[臨時議長（副会長）]

推進委員7番。

[7番]

はい、説明いたします。

〇〇〇〇さんと、公益社団法人宮崎県農業振興公社との利用権貸借でございます。

申請地は、〇〇があるんですけども、そこを西に50mほど下って、それから南側に100mほど戻ったところに申請地がございます。

現状は、ロータリーがかかれて綺麗にされていました。今後は、稲作等を植える予定だそうでございます。

期間は10年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[臨時議長（副会長）]

はい、事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、質問もないようですので、採決をいたしたいと思います。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

全員起立を認めます。よって本件は、原案どおり可決いたしました。

それでは、会の進行を坂本会長と交代いたします。

【坂本 弘志 会長 入室】

[議長]

それでは、議事を進行します。1番から7番及び9番の案件について、すべ

での議案についての説明を行ったのちに、一括してご意見、ご質問をお伺いし、そのあとに、採決を賛成委員の挙手により行う形で進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、4, 461 m²。ほか1筆。

利用権を設定する者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の松井推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[1番]

はい。先ほどの案件と関連しますが、〇〇〇〇さんの畑は〇〇の西側から東に行った交差点の角の2筆であります。

〇〇〇〇さんは、振興公社より4年10か月の期間で賃貸の契約を結びました。賃料は、反当たり〇〇〇〇円になっています。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、5, 400 m²。ほか4筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の松井推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[1 番]

はい、説明いたします。

この案件は親子間での、使用権の再設定であります。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子関係にありまして、畑の所在地は〇〇線を上がりまして、〇〇から東方向へまわりました所の、〇〇を過ぎて次の道路を左手に曲がりました所に、〇〇の〇〇があります。その隣接地であります。

現在はキャベツが植わっておりまして、きれいに管理されてあります。以上です。

[議長]

はい、3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、995㎡。ほか3筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員 2 番。

[2 番]

はい、説明します。前の番号 2 と同じ申請者です。利用権の設定です。

申請地の〇〇****番*の畑は、〇〇の東側にある畑で、整地はされていませんでした。

〇〇の畑は借受人の家のすぐ横にありまして、育苗のハウスが建っております。

〇〇の2筆は現在1枚になってまして、〇〇の北側にあり、飼料稲が刈った跡がありました。

期間は10年です。以上です。

[議長]

それでは、4番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい、4番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、田、760㎡。ほか1筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員2番。

[2番]

はい、説明します。新規の、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権設定です。

この案件は、今年の10月の総会にて、あっせんにて、申請されたものです。

申請地は、〇〇の〇〇の南にある〇〇という集合住宅のすぐ東側の田んぼです。2筆とも、きれいに耕運されていました。

期間は5年で、借地料は、10a当たり粃〇〇kgです。以上です。

[議長]

5番の案件につきまして、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、5番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、215㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友祥一推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員2番。

[2番]

はい、説明します。新規の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権設定です。申請地は前の案件と同じところにある水田で、きれいに耕運されておりました。

期間は5年。借地料は、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、4,200㎡。ほか4筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の橋口推進委員、木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[8番]

推進委員8番、説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借になります。既に相対で今年の5月くらいから貸借されているものです。

期間は4年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。

場所は、〇〇線を北進しますと左側に〇〇の〇〇があり、さらに1kmくらい行くと右側に〇〇と〇〇があり、そこを右に曲がり高速の下をくぐって右側に50mくらい行き、その左側にあります。

3枚で1枚になっていました。〇〇が植えてありました。以上です。

[議長]

はい、続きまして推進委員 6 番。

[6 番]

はい、6 番。田んぼの部分の説明します。

〇〇から〇〇の方に行く道筋なのですが、シートがかけられていて、〇〇〇〇さんが、たぶん苗を植えているのかなと思って見ました。よろしくお願ひします。

[議長]

次、7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、7 番。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番。田、850㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

なお、当該農地は未相続農地ですが、相続人の同意を得ていることを申し添えます。

担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員 7 番。

[7 番]

はい、7 番説明いたします。〇〇〇〇さんと公益社団法人宮崎県農業振興公社との利用権貸借です。

申請地は、〇〇の西側 50 m ほど行った道路沿いの左側に申請地はございます。

以前はここにハウスが、水稻の苗等のハウスが建っていたんですけども、借

入れる方が解体いたしまして、撤去されて、きれいに更地にされてました。

田んぼになるような状態になっていました。今後は飼料稲を植えられる予定だそうです。

期間は10年で、賃借料は〇〇〇〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい、9番の案件について事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、9番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。畑、3,963㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の木浦推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員6番。

[6番]

6番。説明します。相対で3年ぐらい前から、もう貸借されていたのですが、アンケートを送ったのがきっかけで新規の契約をすることになった案件です。よろしくをお願いします。

[議長]

すべての案件について、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、1件ごとに挙手により採決いたします。

1番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手、賛成全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手、賛成全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

7番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

9番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程番号10、議案第65号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。

議案第65号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」ご説明いたします。

別冊でお配りしております「議案第65号 参考資料」の後ろ2ページにございますとおり、今年の10月に奈良県安堵町及び大分県別府市の農業委員会会長が相次いで逮捕されております。

11月に開催されました全国農業委員会会長代表者会におきまして、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたことを踏まえ、すべての市町村農業委員会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を行なうよう全国農業会議所から宮崎県農業会議を通じて依頼が参っておりますことから、高鍋町農業委員会におきましても、決議を行うものでございます。以上でございます。

[議長]

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決議を行なうことに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。

それではここで、事務局から決議文朗読をお願いいたします。

[事務局]

はい、事務局です。それでは朗読をさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月26日、高鍋町農業委員会。以上でございます。

[議長]

以上で、本日の議案の審議すべてを終わりました。

これをもちまして、令和元年第12回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会14時50分)